

技能検定試験に関する講習料の支援について【拡充】

技術者育成支援事業（横浜市補助事業）の補助対象拡充について

現在、中小製造業の礎となる人材の育成、社内の技術力向上、技術承継を推進するため、従業員の技能資格の取得(合格者)に対して受検等にかかる費用の助成を対象経費の 1/2 上限 10 万円で行っています。

令和 8 年度は、技能試験に挑戦する機運醸成に向け補助対象を拡充し、受検不合格者に対しても技能検定試験の講習料を 1/3 助成いたします。(但し、1 社の交付金額の上限は 10 万円のままです)

例①) A 社 3 名が電気めっき作業 2 級を受検（受検料ひとり 21,300 円）

3 人とも受検に関わる講習(実技講習)も受講済み。(講習料ひとり 20,000 円)

→受検後 2 名が合格した。※3 名の合格不合格の提示は必須

①企業が負担した受験料等に対する補助（合格者 2 名）

21,300 円×2 名 講習料 20,000 円×2 名=82,600 円

技術者育成支援事業の補助額：82,600 円の 1/2 41,300 円

②1 名不合格者の講習料に対する補助

20,000 円の 1/3 6,000 円（百円以下切捨て）

A 社への補助金交付額 41,300 円+6,000 円=47,300 円

例②) B 社 7 名が電気めっき作業 2 級を受検（受検料ひとり 21,300 円）

7 人とも受検に関わる講習(実技講習)も受講済み。(講習料ひとり 20,000 円)

→受検後 6 名が合格した。※7 名の合格不合格の提示は必須

①企業が負担した受験料等に対する補助（合格者 6 名）

21,300 円×6 名 講習料 20,000 円×6 名=247,800 円

技術者育成支援事業の補助額：247,800 円の 1/2 123,900 円

B 社への補助金交付額は 100,000 円（補助金交付上限額）

不合格者の講習料に対する補助は出ません